大村市政だより

発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所

水害特集號

七月八日の水害概況

七月七日対馬海峡に停滞中であった梅雨前線は七日夜半の十時ごろから長崎県中部に南下しはじめ次第に活発となり、七日午後十時二十分大雨注意報が発令されついで八日午前三時大雨警報洪水注意報が発令された。午前五時から七時までの約二時間に百三十ミリの集中豪雨となり一日雨量二百九ミリに達した。

なお七月一日より降り続けていた雨量の積算は八日まで実に五百十八ミリを記録し、当地方年間雨量の約四分の一に達し、予想外の大被害を蒙った。

八日午前五時三十分に災害対策本部を設置し、直ちに消防団、自衛隊の出動を得て応急措置をなすとともに避難命令を出し市民の避難誘導につとめた結果一人の死傷者も出なかったことは不幸中の幸であった。

災害概況は土木関係として郡川、大上戸川、内田川、鈴田川、南川内川、佐奈川内川その他各河川の護岸の決潰、橋梁流失、道路の損潰などの災害見積額は一億六千三百万円余、農林関係は農地、農道の損潰、農作物の冠水による被害その他で二億五千五百万円余、商工水産関係は千三百万円余その他を含めて合計五億二千七百万円余でこれらの損害額は七月十二日現在であり、今後調査が進むにつれてさらに増加する見込である。家屋の全、半かい十戸、床上浸水八百六十六世帯、床下浸水二千六百四十六世帯である。

なお八日午後十二時十五分災害救助法が発動され、災害緊急対策に全力を尽している右のとおり災害の概況を報告いたしましたが市民のみなさんも一致協力して復旧につとめていただくようお願いします。

（災害対策本部）

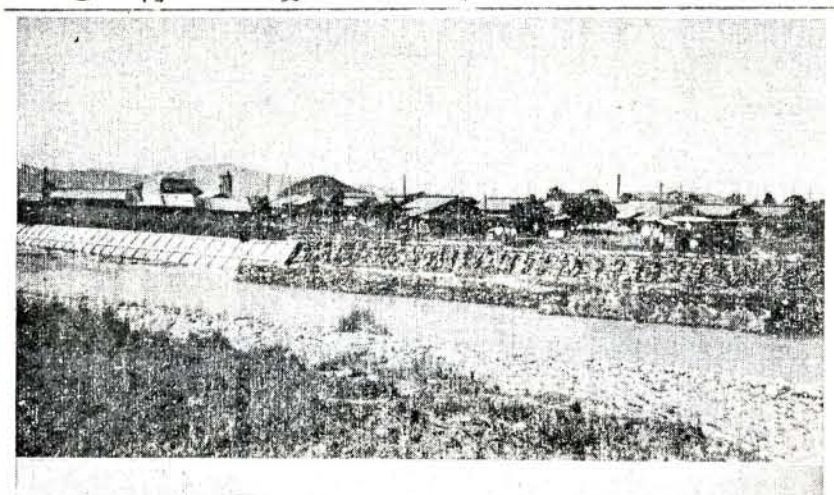

【写真上】＝決潰した水田橋下流　下＝満水の同地点（撮影8日午前9時）

総理大臣代理
荒木文相大村を視察

総理大臣代理として荒木文相は十二日、車で大村市を視察、大村市立病院前で大村市長から市内の水害概況について説明をうけました。

その際、大村市長を通じて市民の皆さんにつぎのような見舞のあいさつを伝えてほしいとのことでありましたのでお知らせいたします。

「政府としてもできるだけのことはいたします。市民の皆さんも一致団結して復興に努力してください。なお具体的なことについては、今後連けいをとって進めたいと思います。

今回の災害に協力してくださった市民の方々をはじめ消防団、自衛隊、警察署その他関係者の皆さんにくれぐれもよろしく申しました、とお伝えくださるように」とのことでした。

水害見舞金品

七月十二日現在（敬称略）

△毛布十枚＝日赤長崎支部
△タオル千枚＝長崎県共同募金会
△金一封＝長崎市長
△金一封＝市町村共済組合
△カンヅメ二百四十個＝紀内隆一（片町）
△衣類数点＝森和子（乾馬場）

（災害対策本部）

生水はあぶない
下痢したらすぐ医師へ

【飲食物に対する注意】

① 生水を飲まないこと必ず煮沸してから飲むこと。

② 万一、井戸に汚水が入った場合またはそのおそれがある場合には、市の保険衛生課また保健所の指導をうけてクロール、石灰水（さらしこ）等を使用し、十分に消毒をした後に用いること。

③ 食器類は煮沸消毒をして使用すること。

④ 調理前、食前、用便後はクレゾール、逆性石けん液等の消毒薬を用いて手洗いを励行すること。

⑤ 生ものはできるだけさけること。

【住宅等に対する注意】

① 汚水でよごれた台所、炊事場、食器戸棚等はきれいな水でよく拭き、その後に、クレゾール水等の消毒薬を用いてふくこと。

また、床下には石灰等をまいて乾燥を助けること。

② 便所は、石炭酸水、クレゾール水等できれいにふき、またこれを散布し、便つぼには生石灰末、石灰乳またはクロール石灰水をそそいで十分かきまぜること。

③ 井溜やその周辺には石灰乳またはクロール石灰水を、みぞには、生石灰末、石灰乳またはクロール石灰水をそそぎ、ごみは焼却すること。

【病気に対する注意】

① 無理をしないこと。

② 体の調子の悪い人、とくに下痢のある人は必ず医師の診察をうけること。

水道の被災者に水道料金を減免します

水道局では被災者につぎのとおり水道料金を減免することになりました。

減免するのは七月分（六月十六日から七月十五日までの使用分）の水道料金からです

減免割合は

△家屋の全半壊は全額免除

△家屋の床上浸水は

①一般家庭用＝基本水量を超える分の料金免除

②営業用＝六月分の使用水量を超える分の料金免除（六月分の料金と同じ額になります）

なお、減免対象の調査は災害対策本部への報告資料により水道局が行ないます。

（水道局）

被災者証明の手数料を免除

七月八日の水害による被災者証明が必要なかたは、地区の町務連絡員の証明を受け証明願を市民課へ提出してください。

なお手数料は免除いたします。

（市民課）

水害後の農業対策
病虫害発生に注意

△農業用施設および農地

水害後の水田は旱害が引続きおこるおそれがあります。井堰、用水路の応急措置を急いでください。

△農作物の応急対策

水稲の浸水、冠水したものはとくにつぎの対策をこうじてください。

①降雨量が多く、土壌養分の流失が考へられるので、稲の状態によっては中間追肥が必要となります。

②病害虫の防除を徹底すること。とくにイモチ病は多発の状態になりますから水銀剤による防除を行ない、二化メイ虫は防除適期を誤らないようにすること。

③流失、埋没した水田は、土砂の除去、傷んだ苗の植替中耕、中干し等の管理を急ぎ、水路の欠潰した処は応急措置をとること。

④いろいろの障害のための植替用に予備苗を確保しておくこと。

⑤長雨のため使用時期を失したPCP除草剤使用の注意としては、

PCP尿素は遅くとも、田植後二週間頃までに中間追肥として施すこと。

PCP単体の使用は田植後十日以内とし、草が大きい処は田打車をおし、一日おいて散布すること。

△果樹園

雨のため表土が流失しており、とくに樹の根元が洗われている個所は客土をして敷ワラをすること。

土砂の溜った水路はさらえ排水をはかること。

決壊した土破は杭、土のう等で補給し、土砂の流失を最少限にくいとめること。

降雨のため肥料養分が流失しているので、速効性肥料の追肥を行うこと。

雨後、石灰ボルドーまたは水銀ボルドー等の殺菌剤を散布すること。

△そ菜園

水はけの悪い畑では排水溝を作り排水をよくすること。

雨後直ちに殺菌剤を散布すること。

そ菜に附着した泥土は除去し、草勢の維持をはかること

耕土の流失による肥料養分の不足を補うため少量の追肥を行い、根群の露出した処は客土して草勢の回復をはかること。

（農林課）

海水浴を禁止

七月八日の水害により、大村湾には相当量の汚水が流れ込んでいますので、七月二十日頃までは、大村湾での海水浴はしないようにしてください。なお、七月十八日頃、大村保健所の協力により海水浴場付近の水質試験を実施する予定です。

（保険衛生課）

バス路線の復旧

道路損壊のため一時不通となっていましたバス路線は、三浦線が七月十二日一番便より、大多武線が七月十三日一番便より開通いたしました。

なお現在未開通の黒木線は（現在田下まで運転）七月二十二日ごろ野岳線は七月十八日ごろ開通見込です

7月7日～8日 降雨量

月日	時間	雨量
7 7	19～21	3.0ミリ
〃	21～22	9.0〃
〃	22～23	14.5〃
〃	23～24	4.0〃
7 8	0～1	4.0〃
〃	1～2	12.0〃
〃	2～3	13.5〃
〃	3～4	6.0〃
〃	4～5	9.0〃
〃	5～6	51.0〃
〃	6～7	79.5〃
〃	7～8	3.0〃
〃	8～9	0.5〃
計		209.0〃

渾身の勇を ふるって再起の道を

みなさんがんばってください

大村市議会議長　津田一郎

「天災は忘れた頃にやってくる。」といわれていましたが最近は「忘れないうちにつぎつぎとやってくる。」ようになりました。そして不幸にも三十二年水害の傷手も未だ回復しないさなかに再び今回の被害をうけることとなってしまいました。

程度の差こそあれ予期せざる被害をうけられました多数の市民各位こそ、まことにお気の毒でございます。衷心よりお見舞申しあげます。

それでなくてさえ私達のくらしは足ぶみ状態の時です、一難去ってまた一難、にややもすれば「前進に希望ももてない。」と落胆される方もあられるかもしれません。まことに私達の努力たらずして次々と皆様方をかかる苦境に追いみ、なんとお詫びしてよいかわかりません、

然し徒らになげき悲しむことだけでは被害の後始末はできませんからこの際更にもう一息、渾身の勇をふるって再起の道を講じ一刻も早く復興えと努力するよりほかはございません。

皆さんがんばって下さい。私達もがんばります。

災害復旧と予防に努力

市民の皆さまに心から お見舞申し上げす。

大村市長　大村純毅

市民の皆さま、思いがけない今回の水害でさぞ御心痛のことと存じ、被災者のみなさまに心からお見舞申し上げます。昭和三十二年七月の大水害で痛めつけられた苦い経験を持っておられる市民の皆さんちはその驚きもひとしおだったことと思います。

しかし、市民の皆さまはじめ陸上自衛隊、消防団員その他関係者の献身的な御活躍により一応被害を最小限に食いとめることができ、直ちに復旧に起ち上っておられる皆さまの御姿をみますとき、市長としまして誠に感謝と敬意を表する次第であります。

市としても住宅、河川、農地、道路その他市民皆さまの生活に直接関係ある諸施設に対して速かにその復旧策と今後の災害予防に対する万全の策を県並びに中央の関係各省に強く訴え、災害をなくし、住みよい大村市にするため努力いたす覚悟であります。

市民の皆さまにおかれても御自愛の上一層復旧のために勇気を振い興して御努力下さるようお願いいたします。

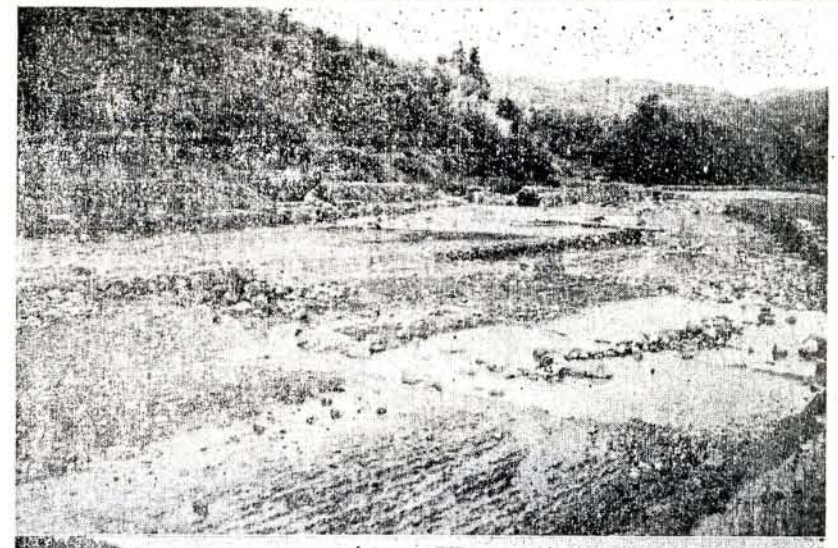

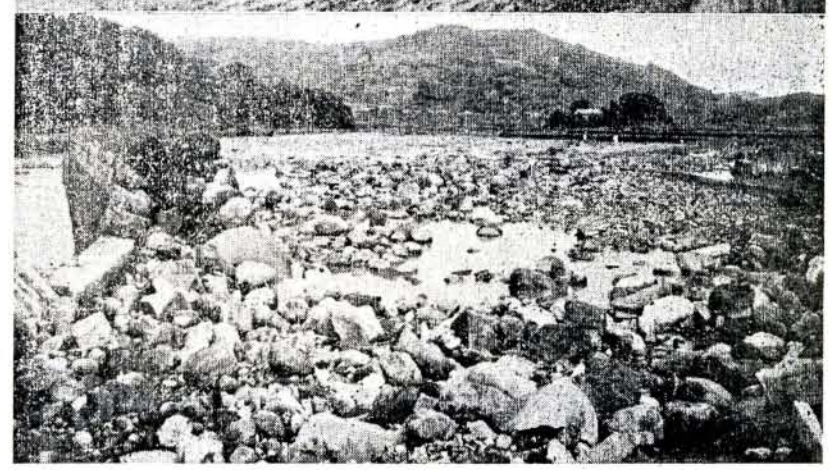

水害を見る

七日夜半より降りはじめた大雨によって、大村地方は予想外の被害を蒙った。ここに掲載した写真を見るだけでもその時の水勢のものすごさがうかがえる。

〔写真上〕鈴田地区〔写真下〕上＝福重野田　中＝萱瀬ダム下流の家屋　下＝萱瀬南川内川下流

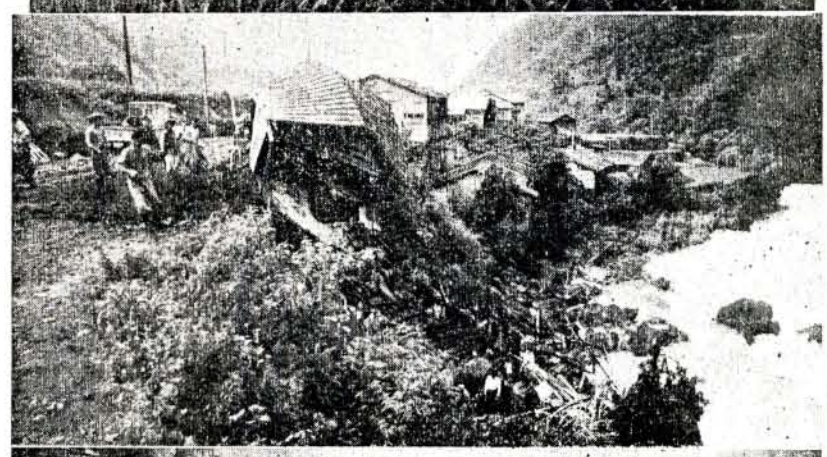

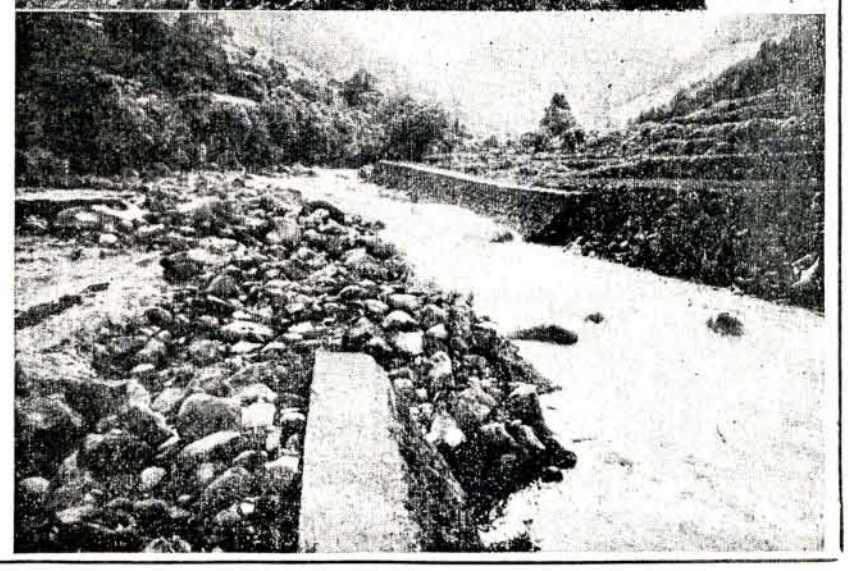

水害による市税の減免申請は三十一日まで

今次水害により、固定資産（土地、家屋）その他家財等に著しい災害を受け、市税の納付についておとまりの方は、被害程度に応じ、納期限の延長、徴収猶予、または減免の取扱いをいたしますので市役所税務課または出張所へ申し出てください。

申請しようとするかたは所定の申請書（市役所税務課および出張所に備えつけております）を来たる七月三十一日までに提出してください。

なお近日中に被害の実態調査を家屋、農地の順に実施します。（税務課）

市民税第一期分納期は、七月十五日から三十一日までです。納入は市金庫へどうぞ

応急処置進む

水害による被害地区の応急処置が別表のとおり、一部完了しました。

建設関係

（別表）

工事個所	工事概要		備考
鬼橋上流	373m	土俵 1,550俵	水防団
平四郎井せき	10m	50俵	〃分団
福重、立福寿郡川合流点	90m	土俵 800俵 ムシロ 150枚 ナワ 7巻	〃分団
新城	20m	叺 120俵	新城青年団
安定所裏	52m	土俵 900俵	自衛隊
水田橋 下流右岸	30m	ジャカゴ112本	大村部隊 竹松部隊
長久寺橋	55m	土俵 1,150俵	水防団
藤の川左岸	20m	土俵 400俵	水防団
玖島川		土俵 105俵	水防団及町内
大佐古		土俵 106俵	

農林関係

応急処置資材配付個所および数量（別表）

個所名	品目	数量
岸高川	叺	400俵
横山川	〃	400〃
平床川 矢上	〃	400〃
山田川 上流	〃	100〃
水計井手	〃	50〃
今富地堂	〃	200〃
金丸井手	〃	100〃
野田	〃	30〃
諸藤川	〃	200〃
山田川 井手	〃	300〃
草場川	〃	300〃
城の尾内田川	〃	200〃
福重井手	〃	260〃
浦川内川	〃	60〃
地蔵井手	〃	200〃
郡川広谷農地	〃	130〃
矢上	〃	100〃
横山頭	〃	400〃
五反田	〃	150〃
花崎	〃	150〃
計		4,130〃
向木場 水路	トタン	15枚
吉丸	丸太	14本
二の郷鳴滝水路	半内管	15本
城野長岡	丸太	60本